

山梨県公報

号外第五十三号

平成十四年

十月十六日

水曜日

目次

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	一
山梨県食品行商条例施行規則の一部を改正する規則	一
山梨県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	二
山梨県林業改良指導員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則	五

規則

山梨県規則第五十一号

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年十月十六日

山梨県知事 天野 建

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年山梨県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「第二十九条」の下に、「及び児童扶養手当施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第二百七号。以下「改正令」という。)附則第四条第十項」を加える。

第三条第一項中、「第十条第一項」の下に、「又は改正令附則第四条第一項」を加え、「次の各号に」を「次に」に、「児童扶養資金」を「特例児童扶養資金」に改め、同条第三項の表中「児童扶養資金」を「特例児童扶養資金」に改める。

第八条第一項中「児童扶養資金」を「特例児童扶養資金」に、「及び第二十七条」を、「第二十七条又は改正令附則第四条第一項」に改める。

第九条中「児童扶養資金」を「特例児童扶養資金」に改める。

第九条の二中「第六項」を「改正令附則第四条第五項」に改める。

第十二条第一項中「児童扶養資金」を「特例児童扶養資金」に改め、「以下」を削り、「同(一)の下に」又は改正令附則第四条第六項」を加え、同条第三項中「又は第十二条

を」第十二条」に改め、「第二十九条」の下に、「及び改正令附則第四条第十項」を、「含む。」の下に、「又は改正令附則第四条第六項」を加える。

第十三条中「第二十九条」の下に、「及び改正令附則第四条第十項」を加える。

第十四条中「含む。」の下に、「又は改正令附則第四条第八項」を加える。

第一号様式中「~~児童扶養資金~~」を「~~児童扶養資金~~」に改める。

第九号様式の二中「~~児童扶養資金~~」を「~~児童扶養資金~~」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に貸し付けた児童扶養資金については、なお従前の例による。

山梨県規則第五十二号

山梨県食品行商条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年十月十六日

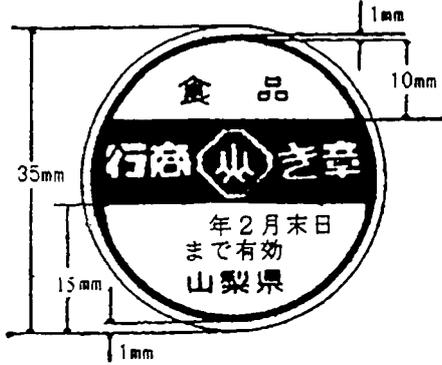
山梨県知事 天野 建

山梨県食品行商条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県食品行商条例施行規則(昭和三十四年山梨県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第4条関係）



備考 金属板に透明なフィルムをはり付けたものとし、その色は、赤、橙、黄、緑、青、紫の6色のうちから毎年知事が指定する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日前に山梨県食品行商条例（昭和三十四年山梨県条例第五十六号）第三条第一項の規定により交付され、又は同条第三項の規定により再交付されたき章でこの規則の施行の際現に有効なものについては、この規則による改正後の山梨県食品行商条例施行規則第五号様式によるき章とみなす。

山梨県規則第五十三号

山梨県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年十月十六日

山梨県知事 天 野 建

山梨県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
山梨県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年山梨県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（その一）中

施業計画認定 (申請予定)年月日		同業 回業 計画		同業 回業 計画	
年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

「1 「団地名」欄には、団地共同森林施業計画の団地名等を記載すること。」

2 対象間伐実施林分の一部又は全部が森林整備計画の対象林分又は保安林等の記載すること。

ロ¹ 3 「対象間伐実施林分」とは、この資金の借入れにより事業実施期間内（貸付む。）に間伐を実行する林分をいう。

4 貸付対象事業が2年度にわたる場合は、申請額について初年度分と翌年度分
「1 対象間伐実施林分の一部又は全
制限林である場合は、その旨を「備考」欄に
記載すること。

ロ² 2 「対象間伐実施林分」とは、こ
対象事業が2年度にわたる場合は翌年度を含
む。）に間伐を実行する林分をい
3 貸付対象事業が2年度にわたる
の内訳を記載すること。
「1
部が森林整備計画の対象林分又は保安林等の制限林である場合は、その旨を「備考」欄

の資金の借入れにより事業実施期間内（貸付対象事業が2年度にわたる場合は翌年度を
う。
場合は、申請額について初年度分と翌年度分の内訳を記載すること。

に

令 下の各号。

「
第1号様式（その1）を削ぐ、第2号様式（その3）を第1号様式（その1）と「
第1号様式（その4）を第1号様式（その3）と「
同様式の次に次の1様式を加える。

事業計画書
(木材安定供給促進資金)

1 総括表

申請者の氏名 又は名称	伐採対象立木											取得対象立木	伐採年度	取得資金内訳	
	立木の位置 市町地番 林小班	立木の樹種、樹齢及び材積									計			林業改善資金	自己資金
		人工林の立木			天然林の立木			計							
		樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積		材積						
						樹齢	m ³			樹齢	m ³	m ³			
計															

- 注 1 伐採対象立木には、権原に基づき管理している立木及び取得する立木を記載すること。
 2 林小班ごとに記載すること。
 3 樹種及び樹齢が複数なのは、主たるものを記載すること。
 4 立木を取得する場合には、取得対象立木の欄に「○」を記載すること。

2 木材供給実施計画

供給先の氏名						
供給先の住所						
供給年度	供給量(m ³)	販売見込額(円)	供給量(m ³)	販売見込額(円)	供給量(m ³)	販売見込額(円)
第1年度						
第2年度						
第3年度						
第4年度						
第5年度						
計						

3 添付書類

(1) 位置図(5万分の1)

- 注 1 保有森林は青色で平彩し、取得森林は赤色で平彩し、及び伐採計画年度を記載すること。
 2 概略図をもつて代えることができる。

(2) 契約書

立木の取得及び木材の供給に関する取決めを証する書面を添付すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第五十四号

山梨県林業改良指導員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年十月十六日

山梨県知事 天 野 建

山梨県林業改良指導員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和六十年山梨県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第五号」に、「第三号」を「第四号」に改め、同条第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第五条第一項第二号中「又は第三号」を「から第四号までのいずれか」に改め、同項第三号中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第五号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番